

水底トンネル等の危険物積載車両の通行規制状況

①水底トンネル

道路管理者	トンネル名	延長 (m)	通行禁止	通行制限
高速道路機構	名東トンネル	185	○	○
	守山トンネル	230	○	○
	羽田トンネル	300	○	○
	八重洲トンネル	1,400	○	○
	東京港トンネル	1,325	○	○
	桜木町トンネル	339	○	○
	空港北トンネル	1,478	○	○
	多摩川トンネル	2,170	○	○
	川崎航路トンネル	1,950	○	○
	横浜環状北西線トンネル	4,123	今回判断	今回判断
	大和川第三トンネル	4,922	今回判断	今回判断

②水際トンネル

道路管理者	トンネル名	延長 (m)	通行禁止	通行制限
高速道路機構	千代田トンネル	1,900	○	○
	神戸長田トンネル	4,000	○	○
	大和川第二トンネル	680	今回判断	今回判断

③長大トンネル

道路管理者	トンネル名	延長 (m)	通行禁止	通行制限
高速道路機構	恵那山トンネル	8,649/8,489	○	○
	関越トンネル	11,055/10,926	○	○
	肥後トンネル	6,328/6,340	○	○
	加久藤トンネル	6,255/6,265	○	○
	袴腰トンネル	5,932	○	○
	アクアトンネル	9,541/9,547	○	○
	山手トンネル	18,098/18,597	○	○
	飛驒トンネル	10,710	○	○
	新神戸トンネル	7,175/6,910	○	○
	横浜北トンネル	5,908/5,953	○	○
	阪奈トンネル	5,576/5,578	○	○

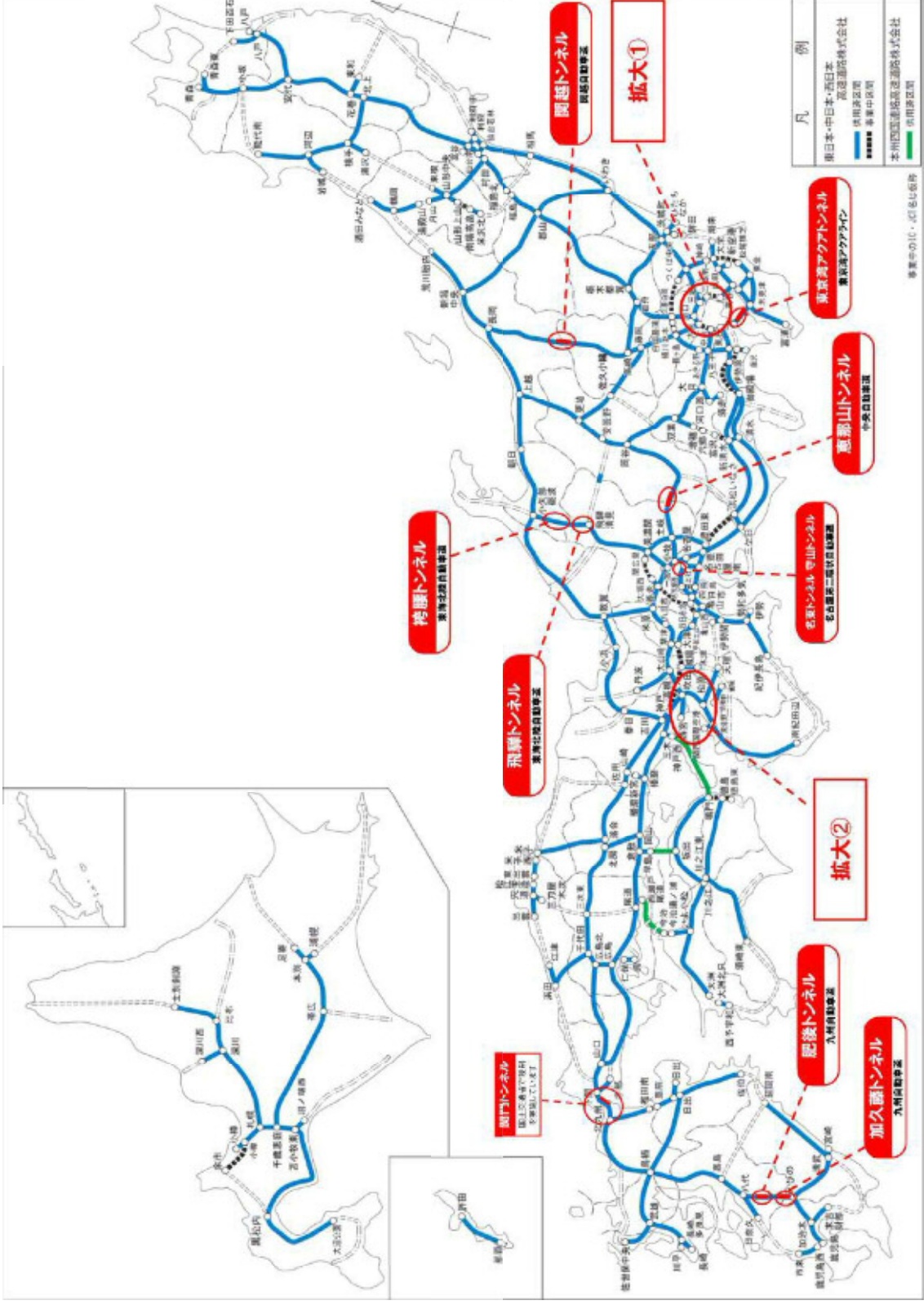
※ 延長の数字が二つあるものは、上下線（内・外）の各々の延長を示す。

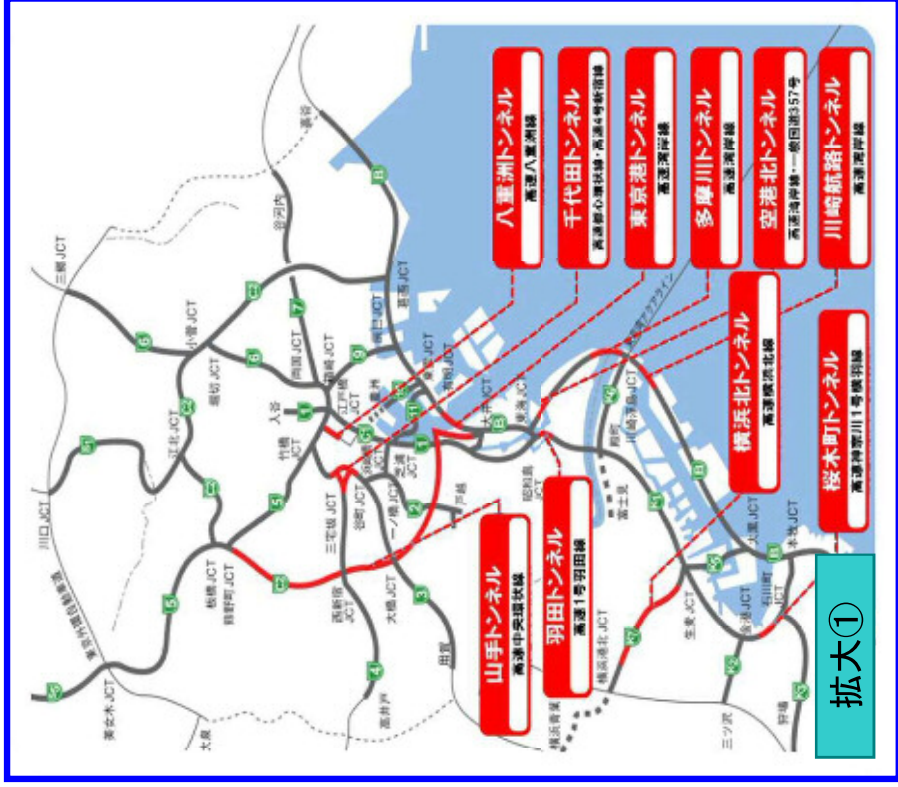
※ 大和川第三トンネルは、水際トンネルを一部に有する。

※ 水際トンネルとは、道路法第46条第3項に規定される「水底トンネルに類するトンネル」のうち、同法施行規則第4条の9の「水際にあるトンネルで当該トンネルの路面の高さが水面の高さ以下のもの」をいう。

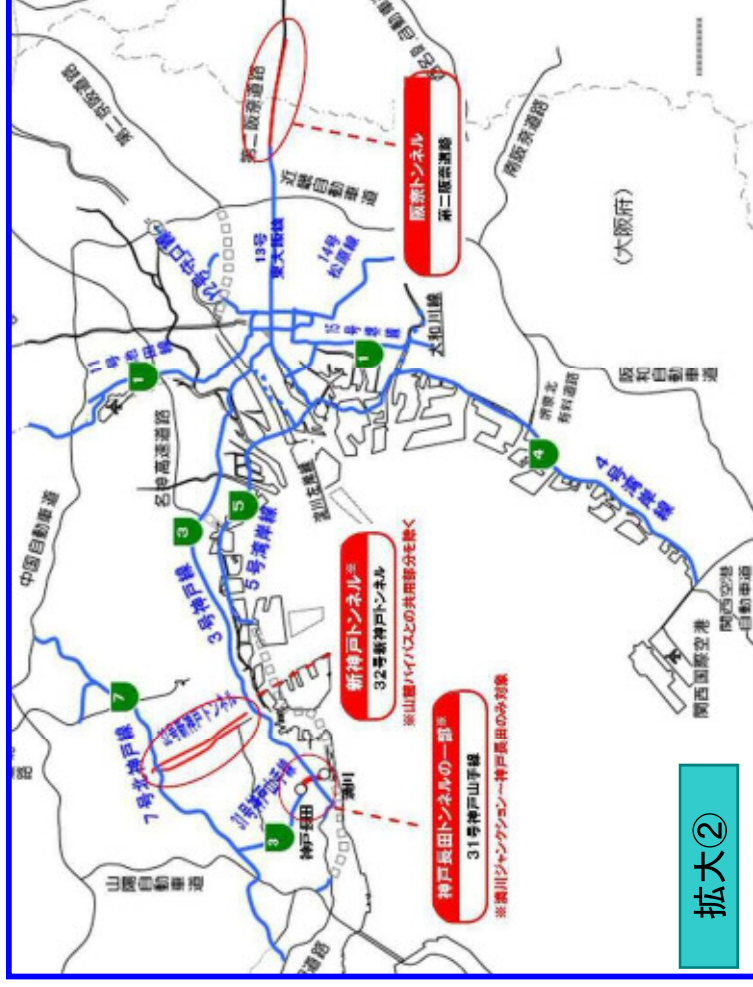
※ 長大トンネルとは、道路法第46条第3項に規定される「水底トンネルに類するトンネル」のうち、同法施行規則第4条の9の「長さ5千メートル以上のトンネル」をいう。

水底トンネル等における危険物積載車両の通行禁止・制限 規制対象トンネル位置図





拡大①



拡大②

- 図中の高速道路のトンネルについては、道路法の規定に基づき、**危険物積載車両の通行を禁止**したり、**通行の制限**を行っています。
- **通行禁止の対象となっている危険物を積載する場合、または通行制限の対象となっている危険物で積載量等の通行可能要件を満たさない場合は、規制トンネルを通行することができませんので、トンネル手前のインターチェンジで流出するか、別ルートに迂回していただきます。**
- **通行の危険の防止等を目的に実施しておりますので、ご理解ご協力をお願いいたします。**
- **違反した場合には、6ヶ月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処されます。**